主

原判決を取消す。

被控訴人は控訴人に対し金三十万円およびこれに対する昭和二十八年一 月十五日より完済に至るまで年六分の金員を支払え。

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

この判決は控訴人において金十万円の担保を供するときは仮りに執行することができる。

事 実

控訴代理人は、主文第一ないし第三項と同趣旨の判決ならびに仮執行の宣を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は、

控訴代理人において、「控訴人は、本件約束手形の満期の日から一年内である昭和二十九年一月十五日、被控訴人に対し本件約束手形金支払の催告をなし、更にその後六カ月内である同年七月十四日、釧路地方裁判所に、(イ)本件手形金債権の内金十万円の執行保全のため、被控訴人の有する電話加入権釧路電話局第一〇八二番の仮差押命令申請(同地方裁判所昭和二十九年(ヨ)第四三号事件)、(ロ)本件手形金債権の内金十万円の執行保全のため、被控訴人に対する有体動産仮差押命令申請(同裁判所昭和二十九年(ヨ)第四四号事件)、(ハ)本件手形金債権の内金十万円の執行保全のため、被控訴人所有の釧路市a町b番原野五畝歩(土地台帳上宅地百五十四坪五合とあるもの)の仮差押命令申請(同裁判所昭和二十九年

(ヨ)第四五号事件)、をなし、右各申請はいずれも認容せられ、昭和二十九年七月十六日各差押決定あり、(イ)の申請による電話加入権差押決定はその頃第三債務者および被控訴人に送達せられ、(ロ)の申請による有体動産仮差押決定に基ずく執行は同年七月二十二日釧路地方裁判所執行吏A代理Bにより執行せられ、

証拠として、控訴代理人は甲第一ないし第三号証を提出し、当審証人C、同Fおよび同Dの各供述を援用し、乙第一号証の一、二の成立を認め、被控訴代理人は乙第一号証の一、二を提出し、原審証人Eの証言および当審における被控訴本人の供述を援用し、甲各号証の成立を認めた。

理 由

訴外Eが昭和二十七年十一月二十七日、被控訴人に宛て額面金三十万円、満期昭和二十八年一月十五日、振出地および支払地釧路市、支払場所株式会社北海道銀行釧路支店の約束手形一通を振出し、被控訴人は同日、拒絶証書作成の義務を免除して右手形を控訴人に裏書し、控訴人がその所持人となつた事実は当事者間に争がない。しかして当審証人Fの供述によると、控訴人が満期に支払場所である自己の営業所において右手形を所持し、何時でも支払のため呈示しうる準備を整えで、振出人である訴外Eの来店を待つたが、遂に同人において来店しなかつたため、その支払を受けることができなかつた事実を認めることができ、右認定をくつがえずに足りる証拠はない。したがつて、かかる事実の下においては本件手形は、満期にその支払のため有効に呈示されたものと解するを相当とする。

被控訴人は、本件手形の振出当時、控訴人において被控訴人に対しては右手形金の請求をしないことを約したものであることを主張するが、その主張にそう当審における被控訴本人の供述は原審証人Eおよび当審証人Fの各証言に照してたやすく信じ難く、他に右事実を認めるに足りる証拠がないから、右主張は採用することができない。

次に、被控訴人の時効の抗弁について考えるに、成立に争ない甲第二、三号証な

ところが、控訴人は、催告が時効中断の効力を生ずるためには、催告後六カ月内に仮差押命令の執行に着手〈要旨第二〉することを要する旨を主張する。しかし仮差押の申請、即ちその申請書を裁判所に提出した時に時効中断の効力を生じ入力を生じ、その命令が実施されなかつた場合においては時効中断の時期をもつてものと解するを相当とする。けだし、もし仮差押による時効中断の時期をもつである。けだし、もし仮差押による時効中断の時期をものと解するにおいては、裁判所、または、執行機関の手続の遅速るがあるでなく、時効中断の時期を訴提起の時とする裁判上の請求と、これを別異を招かりでなく、時効中断の時期を訴提起の時とする裁判上の請求と、これを別異を招からでなく、時効中断の時期を訴提起の時之としまができない。以上説示のとおりでなき実質的な理由もないからである。それゆえ以上いずれの点よりするもりでなら、被控訴人は、控訴人に対し本件手形金二十万円およびこれに対する活為のいた。以上記示のとおりである。と当然である。

よつて、右と異る原判決は失当であるからこれを取消すべきものとし、民事訴訟 法第三百八十六条、第九十六条、第八十九条、第百九十六条を適用して主文のとお り判決する。

(裁判長裁判官 猪股薫 裁判官 臼居直道 裁判官 安久津武人)